

## 仕 様 書

- 1 件 名  
令和6年度保険料額決定通知書同封用チラシ印刷請負
- 2 品 名  
令和6年度保険料額決定通知書同封用チラシ
- 3 納品場所  
指定 26 箇所 (別紙参照)
- 4 納品年月日  
令和6年6月17日 (令和6年4月下旬頃 契約予定)
- 5 数 量  
386,600枚 (見本100部含む) (別紙参照)
- 6 印刷内容 (大きさ、色、印刷面)  
A3、1色刷り (白黒)、両面印刷
- 7 紙質等 (紙質、重さ、紙地色)  
薄口、さくら色 (見本提示希望)
- 8 校 正 要校正
- 9 その他
  - ・DM折り (二つ折 + 巻き三つ折り) にて納品。
  - ・成果物は原則として箱詰めとするが、少量の納品先には封筒詰めによる納品も可能。
  - ・成果物を箱詰めする際は、100部ずつの束にすること。
  - ・外包装には、次の6項目を記載したラベルを見やすい位置に貼り付けする。  
また、ラベル見本を広域連合ヘデータで提供すること。  
①市町村名 ②後期高齢 ③令和6年度保険料額決定通知同封用チラシ  
④数量 (入り数/全数) ⑤箱ごとの連番 (箱の総数が10箱であれば1/10、2/10…)  
⑥納品年月日
  - ・数量のうち100部を広域連合に納品する。
  - ・製品版データを広域連合へ提供すること。
  - ・宛名ラベル (発送伝票) 見本を広域連合ヘデータで提供すること。
- 10 契約不適合責任  
(1) 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合 (受託者が委託者に移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合を含む。) は、

委託者は、受託者に対し、履行の追完の請求、代金の減額の請求（不適合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときを除く。）、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

(2) 受託者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

#### 1.1 疑義等の決定

その他、仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、委託者、受託者が協議し決定するものとする。

令和6年度保険料額決定通知同封  
用チラシ数量及び納品先

別紙 1

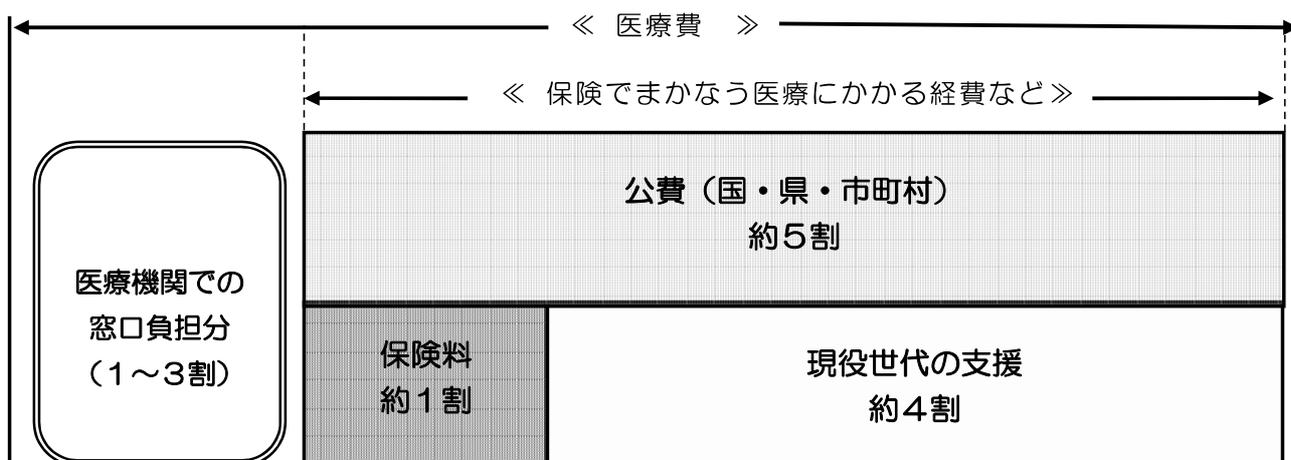
No.	市町村名	令和6年度納品予定数量	納品先情報(今後変更となる場合あり)				備考
		数量	納品先名	郵便番号	住 所	電話番号	
1	横須賀市	85,000	未定				5月中旬に決定予定です。
2	小田原市	45,000	小田原市役所 保険課 高齢者医療係	250-8555	神奈川県小田原市荻窪300番地	0465-33-1843	
3	茅ヶ崎市	47,000	茅ヶ崎市役所 保険年金課	253-8686	神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号	0467-81-7157	
4	逗子市	11,500	逗子市役所 国保健康課 保険年金係	249-8686	神奈川県逗子市逗子5丁目2番16号	046-873-1111(代)	
5	三浦市	11,900	福島印刷株式会社 支給品受入チーム	920-0357	石川県金沢市佐奇森町ル6	076-267-5111	
6	秦野市	30,000	秦野市役所 国保年金課 後期高齢者医療担当	257-8501	神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号	0463-82-5491	
7	伊勢原市	20,000	伊勢原市役所 保険年金課 後期高齢者医療係	259-1188	神奈川県伊勢原市田中348番地	0463-94-4521	
8	海老名市	26,500	海老名市役所 国保医療課 後期高齢者医療係	243-0492	神奈川県海老名市勝瀬175番地の1	046-235-4595	
9	座間市	23,000	座間市役所 保険年金課	252-8566	神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号	046-252-7213	
10	南足柄市	9,000	株式会社TKC 地方公共団体事業部 オペレーションセンター	320-8644	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	028-648-2111	
11	綾瀬市	14,000	株式会社TKC 地方公共団体事業部 オペレーションセンター	320-8644	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	028-648-2111	
12	葉山町	8,500	株式会社TKC 地方公共団体事業部 オペレーションセンター	320-8644	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	028-648-2111	
13	寒川町	8,000	寒川町役場 健康福祉部 保険年金課 国保・高齢者医療担当	253-0196	神奈川県高座郡寒川町宮山165番地	0467-74-1111	
14	大磯町	7,400	株式会社TKC 地方公共団体事業部 オペレーションセンター	320-8644	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	028-648-2111	
15	二宮町	7,000	株式会社TKC 地方公共団体事業部 オペレーションセンター	320-8644	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	028-648-2111	
16	中井町	2,200	株式会社TKC 地方公共団体事業部 オペレーションセンター	320-8644	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	028-648-2111	
17	大井町	3,400	株式会社TKC 地方公共団体事業部 オペレーションセンター	320-8644	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	028-648-2111	
18	松田町	2,700	株式会社TKC 地方公共団体事業部 オペレーションセンター	320-8644	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	028-648-2111	
19	山北町	2,300	株式会社TKC 地方公共団体事業部 オペレーションセンター	320-8644	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	028-648-2111	
20	開成町	3,100	株式会社TKC 地方公共団体事業部 オペレーションセンター	320-8644	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	028-648-2111	
21	箱根町	2,500	株式会社TKC 地方公共団体事業部 オペレーションセンター	320-8644	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	028-648-2111	
22	真鶴町	2,100	株式会社TKC 地方公共団体事業部 オペレーションセンター	320-8644	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	028-648-2111	
23	湯河原町	5,800	株式会社TKC 地方公共団体事業部 オペレーションセンター	320-8644	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	028-648-2111	
24	愛川町	8,000	株式会社TKC 地方公共団体事業部 オペレーションセンター	320-8644	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	028-648-2111	
25	清川村	600	清川村役場 税務住民課	243-0195	神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地	046-288-3849	
26	広域連合	100	神奈川県後期高齢者広域連合 資格保険料課 保険料係	221-0052	横浜市神奈川区栄町8番地1 ポートサイドビル6階	045-440-6706	
計		386,600	No.9～11、13～23については同じ納品先となる予定				

# 後期高齢者医療制度の保険料について

( 令和6年度 )

後期高齢者医療制度は、高齢者の皆様が将来にわたり安心して医療を受けられるように現役世代とともに支えあう仕組みとなっています。医療費の内訳として、医療機関での窓口負担分を除く、保険からの医療給付費は、約1割を被保険者の皆様に保険料としてご負担いただき、約5割を公費（国・県・市町村）、約4割を他の医療保険からの支援金（0～74歳の方の保険料）で賄っています。

## 財 源 内 訳



## 1. 令和6・7年度の保険料率について

### 【令和6・7年度の保険料率】

均等割額 45,900 円

所得割率 10.08 %

令和6年度に限り、賦課のもととなる所得金額（※1）が58万円以下の方は9.43%

保険料率は、制度の安定した財政運営を図るため、2年単位で医療給付費などにかかる費用と国・県・市町村負担金、他の医療保険からの支援金（0歳～74歳の方の保険料）や被保険者の皆さんからの保険料などの収入を見込んで算定します。

※国における後期高齢者医療制度の見直し（令和6年度から開始）については、同封されている厚生労働省発行のリーフレットをご覧ください。

#### ※1 賦課のもととなる所得金額

前年の総所得金額、山林所得金額、株式・土地等の長期（短期）譲渡所得金額などの合計から、基礎控除額43万円を控除した額です。

（前年の合計所得金額が2,400万円を超える場合は基礎控除額が異なります。）

## 2. 保険料の計算の仕組みについて

保険料の内訳は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額になります。なお、年間保険料額の上限は 80 万円（※2）です。

※2 昭和 24 年 3 月 31 日以前生まれの方、または一定の障がいがあることにより広域連合の認定を受けて被保険者になられた方の一部については、令和 6 年度に限り 73 万円となります。

$$\boxed{\text{年間保険料額}} = \boxed{\text{均等割額 (45,900 円)}} + \boxed{\text{所得割額 (賦課のもととなる所得金額} \times 10.08\%)}$$

- 所得割額と均等割額の合算額の 10 円未満を切り捨てた額が保険料額です。
- 保険料は、毎年度 4 月 1 日時点での世帯構成を基準として、**被保険者個人単位**で決定します。（ただし世帯の総所得金額等に応じて、保険料が軽減となる場合があります。）決定した保険料は、その年の 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日までの 1 年間の金額となります。
- 年度の途中で 75 歳の誕生日を迎えられたり、転入されたりした場合などは、資格取得日が基準となり、その該当月から月割りで保険料が計算されます。
- 被保険者でなくなった場合は、その前月分まで、月割りで保険料が計算されます。

保険料額や一部負担金の割合は各年度の前年中の所得によって決まります。

※住所が変わった方や、所得税の確定申告や個人住民税申告が 3 月 15 日以降にされた方は、保険料額や一部負担金割合が正しく算出されない場合があります。この場合、翌月以降に変更した通知書等を改めて送付いたしますので、ご了承ください。

## 3. 保険料の軽減について

### 均等割額の軽減

同じ世帯の被保険者の方全てと、世帯主の前年の総所得金額等を合計した金額が、次の表の「世帯の総所得金額等の基準」に該当する方は、均等割額 45,900 円を軽減します。下線部が令和 6 年度からの変更箇所です。

世帯の総所得金額等の基準(令和6年度)	軽減割合	軽減額	軽減後の均等割額
■ 43万円 + 10万円 × (公的年金または給与所得者の合計数※-1) 以下	7割	32,130円	13,770円
■ 43万円 + <u>29.5万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (公的年金または給与所得者の合計数※-1) 以下	5割	22,950円	22,950円
■ 43万円 + <u>54.5万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (公的年金または給与所得者の合計数※-1) 以下	2割	9,180円	36,720円

※公的年金または給与所得者の合計数とは、次の（１）～（３）のいずれかに該当する方の合計人数です。

（１）給与等の収入金額が 55 万円を超える方

（２）65 歳未満かつ公的年金等収入金額が 60 万円を超える方

（３）65 歳以上かつ公的年金等収入金額が 125 万円を超える方

- 軽減判定の基準日は毎年 4 月 1 日です。年度の途中で新たに被保険者となったときは、被保険者となった日が基準日となります。
- 世帯主が被保険者でない場合でも、均等割額の軽減判定に用いる所得に世帯主の所得を含みます。
- 均等割額の軽減判定に用いる所得は、所得割額の算定に用いる「賦課のもととなる所得金額」とは扱いが異なります。
- 65 歳以上の方に係る税法上の公的年金等控除を受けている方は、公的年金所得から高齢者特別控除額 15 万円を控除した金額で判定します。
- 土地、建物等の分離課税分の譲渡所得は、特別控除前の金額で判定します。
- 専従者控除（給与）額は、事業主として専従者給与を支払った額は事業主の所得に含まれ、専従者給与を受け取った方の所得には含まずに判定します。
- 所得の申告をされていない方については、基準に該当するか不明のため軽減措置が適用できません。所得がない場合でも個人住民税などの申告をお願いします。

#### 会社などの健康保険に被扶養者として加入していた方の軽減

後期高齢者医療制度の被保険者となる日の前日に、全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険・健康保険組合・共済組合の被扶養者であった方は、所得割額の負担はなく、均等割額のみ負担となり、加入後 2 年を経過するまでの期間（加入した月から 24 カ月までの期間）に限り、均等割額が 5 割軽減となります。

- 国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。
- 均等割額の軽減（所得に応じた軽減）で、軽減割合が 7 割に該当する場合は、7 割軽減となります。

#### 所得割額の軽減

賦課のもととなる所得金額が 58 万円以下の方については、令和 6 年度に限り、所得割率を 10.08% から 9.43% に軽減します。

軽減する金額は、同封されている保険料額決定通知書の所得割軽減額に記載しています。

## 4. 保険料の納付が困難なときはご相談を

事情により保険料を納めることが困難になったときは、お早めに市区町村の窓口にご相談ください。なお、次の場合は申請により保険料の減免や徴収猶予が受けられる場合があります。

- 地震、台風や洪水、火事などの災害により損害を受けたとき
- 長期入院、失業、事業の休廃止、世帯主の死亡などにより所得が著しく減少したとき
- 刑事施設などへ拘禁され給付の制限が行われているとき

## 5. 保険料の納め方について

保険料の納め方は、市区町村から納入通知書でお知らせします。保険料は市区町村に納めていただきます。保険料の納め方には、特別徴収（年金天引）と普通徴収（口座振替または納付書払いなど）があり、原則として特別徴収となります。特別徴収となる条件は、次をご確認ください。  
※同封されている保険料納入通知書もあわせてご覧ください。

### 特別徴収（年金天引）

■ 次の①～③の全てに該当する方は、特別徴収が原則となります。

- ① 年額 18 万円以上の年金を受給している方
- ② 介護保険料を特別徴収により納めている方
- ③ 後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、特別徴収の対象となる年金額の 2 分の 1 以下の方

■ 上記①・③について

複数の年金を受給している方は、政令などで定める最も優先順位の高い年金の金額となります。

《年金の優先順位》

1 位 老齢基礎年金 2 位 老齢・退職年金 3 位 障害年金 4 位 遺族年金など

■ 特別徴収とならないケース

年度途中で後期高齢者医療制度に加入となった場合（75 歳の年齢到達、転入等）、特別徴収の対象であっても、手続きの関係上、開始までに時間がかかります。それまでの間は普通徴収（口座振替または納付書払いなど）となります。なお、後期高齢者医療制度加入以前の、国民健康保険の口座振替の情報は継続できません。口座振替を希望する場合は改めて手続きが必要です。

■ 特別徴収から普通徴収への切り替わりについて

特別徴収の対象となっている方も、年金額・保険料額によっては特別徴収とならず、普通徴収に切り替わります。

### 普通徴収

口座振替または納付書払いなどの納付方法です。7 月～翌年 3 月の間で、原則 9 回に分けて納付していただきます。事情により保険料を納めることが困難になった場合や、保険料の納付に関することは市区町村へお問い合わせください。

また、普通徴収から特別徴収への切り替えを望まない場合には、口座振替での納付を継続することができます。手続き方法については、市区町村にお問い合わせください。

### 問い合わせ先

#### 保険料の納め方、口座振替の手続きについて

→ 市区町村の後期高齢者医療制度の担当窓口  
(電話番号は保険料納入通知書や封筒などに記載があります。)

#### 保険料の計算、保険料の軽減について

→ 神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局 / 資格保険料課 保険料係  
〒221-0052  
神奈川県横浜市神奈川区栄町 8 番地 1 ヨコハマポートサイドビル 9 階  
TEL 045-440-6700(代表番号)、0570-001120(ナビダイヤル)  
FAX 045-441-1500